

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 南港市場（06-6675-2020）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者の役員又は使用人に対する副売買参加章の交付申請
概要	仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者の役員又は使用人に副売買参加章を交付することができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第15条の4（昭和47年規則第8号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
審査基準	<p>◎ 仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要であるときで、被交付者につき、次の要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>1. 関係業務の経験を2年以上有する成年者であること</p> <p>2. 次の各号のいずれにも該当しない者であること</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3) 大阪中央卸売市場業務条例第63条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの</p>
標準処理期間	2週間～1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備考	—